

令和 2 年 第 9 回

土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和 2 年 9 月 4 日 (金) 午後 2 時

土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

報告第 39 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出に対する受理について

報告第 40 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理
について

報告第 41 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理
について

報告第 42 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に対する受理について

報告第 43 号 農地所有適格法人の報告書の提出について

議案第 46 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認に
ついて

議案第 49 号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について

議案第 50 号 農用地利用集積計画について

3 出席した委員

1 番 萩 島 一 郎 2 番 飯 塚 利 之 3 番 浅 野 均

4 番 埴 佳 樹 5 番 柴 沼 栄 8 番 高 野 三 郎

9 番 川 村 剛 久 12 番 高 橋 弘 一

4 欠席委員

6 番 菅 谷 幸 治 7 番 飯 島 栄 10 番 栗 原 敦 子

11 番 井 沢 清

※総会は、現に在任する委員（12名）の過半数が出席することで開催となります。
新型コロナウイルス感染症防止対策として、過半数となる8名が出席しました。

5 説明のため出席した者

事務局長 下村 浩 局長補佐兼農地係長 坂本 直親 主 幹 中村 裕一

主 幹 圓城寺 陽一 主 事 中野 沙耶香

6 総会の大要 午後 3 時 10 分閉会

議 長	<p>只今、出席委員は8名で総会は成立いたしました。</p> <p>よって、これより、令和2年第9回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の欠席委員を申し上げます。6番 菅谷委員，7番 飯島委員，10番 栗原委員，11番 井沢委員，以上4名の方が欠席となります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により，5番 柴沼委員，8番 高野委員，以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また，「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき，農業委員会の委員は，自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については，その議事に参与することができませんので，事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお，退席後，次の議事に入る前には，入室の確認をさせていただきます。</p> <p>それでは，早速議事に入ります。</p> <p>報告第39号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第39号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第39号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第40号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第40号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について，質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第40号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第41号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>

事務局	(報告第41号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第41号については原案通り承認します。 次に報告第42号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第42号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第42号については原案通り承認します。 次に報告第43号「農地所有適格法人の報告書の提出について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第43号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第43号については原案通り承認します。 次に議案に入ります。 議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」を上程いたします。9番 川村委員から説明をお願いします。
川村委員	9番 川村です。議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」を説明いたします。去る8月31日、埴委員、柴沼委員、私と事務局3名で調査を行いました。 申請人、申請地は議案書記載のとおりです。田1筆6.08㎡、転用目的は申請地を駐車場の一部として利用するためです。申請地は10年以上前からすでに雑種地となっているため、違反転用を是正するための申請です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	只今、川村委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしということで、議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」を上程いたします。1番、2番を4番 埴委員から説明をお願いします。</p>
埴 委 員	<p>4番 埴です。議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」の1番、2番を説明いたします。去る8月31日、柴沼委員、川村委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑3筆 1,240㎡、転用目的は申請地を資材置場として利用したいため、使用貸借権設定です。公共工事の建設発生土を仮置きするための一時転用であり、一時転用期間は令和2年9月7日から令和3年4月10日、農地区分は農用地です。土浦市長より、当該申請地の一時転用はやむを得ない旨の意見書が添付されております。2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 265㎡、転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、1番、2番について埴委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」の1番、2番は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」の3番、4番を5番 柴沼委員から説明をお願いします。</p>
柴沼委員	<p>5番 柴沼です。議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」の3番、4番を説明いたします。去る8月31日、埴委員、川村委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 1,107㎡、転用目的は申請地へ太陽光発電設備を設置したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑2筆 302㎡、転用目的は申請地を神社及び駐車場として利用したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第1種農地です。申請地は、すでに農用地区域からの除外申請が出ており、土浦市長より、許可見込みが出ております。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>

議	長	<p>只今、3番、4番について柴沼委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしということで、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」の3番、4番は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第48号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を上程いたします。9番 川村委員から説明をお願いします。</p>
川村委員		<p>9番 川村です。議案第48号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を説明いたします。去る8月31日、埴委員、柴沼委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>申請人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 4,694 m²、転用目的は湿田解消のため、一時転用期間は令和2年6月5日から令和3年6月4日、作付予定はねぎです。農地区分は農用地です。令和2年6月にすでに許可がおりていますが、土砂の発生場所の変更が生じました。調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>只今、川村委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしということで、議案第48号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」は承認することに決めます。</p> <p>次に議案第49号「農業振興地域整備計画変更に関する意見について」を上程いたします。9番 川村委員から説明をお願いします。</p>
川村委員		<p>9番 川村です。議案第49号「農業振興地域整備計画変更に関する意見について」を説明いたします。去る8月31日、埴委員、柴沼委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>土浦農業振興地域整備計画を変更することについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、次の農地について土浦市長から意見を求められたものです。変更内容は農用地区域からの除外、変更する土地及び事業者は議案書記載のとおりです。除外後の農地区分は甲種農地です。今回変更する土地はすべて農用地ですが、いずれも例外規定に該当し、除外はやむを得ないと判断しましたが、委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>只今、川村委員から説明がありました。この件につきまして質問ございま</p>

	<p>すか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第49号「農業振興地域整備計画変更に関する意見について」は異議なしと決めます。</p> <p>次に議案第50号「農用地利用集積計画について」を上程いたします。1番から5番までを事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第50号「農用地利用集積計画について」の1番から5番を説明いたします。1番から5番まですべて新規設定となります。5番の耕作者は認定農業者です。農業経営状況等詳細につきましては、議案書記載のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、1番から5番について事務局から説明がありました。この件につきまして、質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第50号「農用地利用集積計画について」の1番から5番は原案通り決めます。</p> <p>6番から20番は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に萩島委員が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。</p> <p>(萩島委員一時退席)</p>
議 長	<p>それでは、6番から20番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>6番から20番を説明いたします。6番から20番まですべて新規設定となります。耕作者は認定農業者です。詳細につきましては、議案書記載のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、6番から20番について事務局から説明がありました。この件につきまして、質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第50号「農用地利用集積計画について」の6番から20番は原案通り決めます。</p> <p>萩島委員の入室確認をお願いします。</p> <p>(萩島委員入室確認)</p>

議 長	以上で令和2年第9回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。
-----	---

令和2年9月4日

議 長

署名人

5 番

8 番